

資料提供	
平成21年6月23日	
提供 (担当者)	地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター 機械素材研究所 (柏木秀文 カワギヒデフミ)
電話	0859-37-1811

機械素材研究所での希釈切削液の所内流出について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター機械素材研究所（所長 柏木 秀文 カワギ ヒデフミ）では、6月22日（月）に、施設内の加工機（マシニングセンター）から希釈切削液（切削液原液は鋳物油・界面活性剤等の混合物）が、わずかに研究所内の污水处理施設に流入した可能性があることが判明した。

なお、所内流出後直ちに回収措置を実施した結果、水質汚濁防止法、消防法等の法令に抵触していないことは、6月22日中に各関係機関から確認を得ていますが、念のため、本日（6月23日）施設外への最終排水口等から採水し、水質検査を行いました。その結果が出ましたので、情報提供を行うものです。

記

- 1 日 時 平成21年6月22日（月）
- 2 場 所 米子市日下1247
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター機械素材研究所
高精度加工研究室内
- 3 内 容
 - (1) 6月22日（月）午後0時20分頃、加工機から希釈切削液が高精度加工研究室内の床面に漏れ出していることを確認した。
 - (2) 高精度加工研究室内の床面及びドレン排水桝に流出した希釈切削液は、発見後直ちに回収したが、希釈切削液がわずかに污水处理施設に流入した可能性があるかと判断した。
 - (3) 6月23日（火）外部機関に委託して、希釈切削液が流入した可能性のある污水处理施設内（流入槽、放流槽）及び施設外への最終排水口から午前10時20分に採水し、水質検査を行った。
その結果報告が午後6時14分にあり、油含有量（ノルマルヘキサン抽出物質量）は、いずれも0.5mg/l未満で、水質汚濁防止法の規制値（5mg/l以下）以下であった。

※ 切削液とは、金属などを機械加工する際に用いる冷却液です。

○この資料は、米子市政記者室と県政記者室に加盟されている報道機関に提供しています。